昭和五年十二月廿日印刷納本
昭和五年十二月廿五日發行
發行人兼編輯印刷人 東京府豐多摩郡中野町 三木治朗
第六號

製綱勞働時報

發行所 東京市芝區三田四國町二 日本勞働總同盟 製綱勞働組合本部
印刷所 東京市芝區三田四國町二 山名印刷所

受難時代に於ける勞働組合

世界的不況と謂れる金解禁の結果は我が國未曾有の經濟難を招來し、中小工業は素より相當基礎ある大會社も押なべて氣息奄々として其更生に狂奔しつゝある有樣である。同時に勞働階級の生活は極度に脅かされ、勞資共に不安動搖の中に相鬩ぐの狀態となつて居る。

◇

斯樣な狀勢下にあつて製綱勞働組合の第三回勞働條件協定委員會は開催されたのであつて、當然組合にとりては從來に見ざる所の困難と苦痛があつた譯である。會社は豫測し得ざる不況切拔の一助として經費の節減即ち生産費低下の爲の諸條件の通過を期待し、組合側又根本方針たる失業廻避と組合員負擔の最少限の爲に努力したのであつて茲に當然協定案成立の行惱みがあつた譯である。

◇

然しながら勞資共過去五ケ年の團體交渉の經驗は兩者の同情と理解と協力とを産み出し、さしも困難なる問題も茲に一致點を見出す事を得圓滿なる解決を遂げたのである。猜疑と憎惡は必要以上の鬪爭を釀し、理解と協力は産業平和と進歩の基礎であることを一層痛感した次第である。

◇

團體協約が如何に圓滿なる協定を遂げたとしても、之が單なる一時的誤魔化しや彌縫であつてはならぬ。會社は勞働條件低下に依らざる生産費節減、其他販賣に經營に最善の努力を拂ふと同時に組合としては、材料に、消耗品に、勞力に、出來得る限りの努力を以て生産費の低下を計り、或は同一産業勞働者の組織に依る不當な賣價の競爭の除去或は緩和に勉むる一方、組合員生活費低減の一方法として消費組合の充實、共濟部、金融部の設立等に全力を傾倒しなければならぬ。

◇

勞働組合は勞働者の生活擁護が使命である。團體協約は其使命を果すに最も有利なる方法である事に間違はない。然し社會經濟事情の外に獨り超然たる事は不可能である。只比較的公正妥當なる條件を獲得し得る點に其の價値を見得るのである。故に此の不景氣時代に際しては組合としても幾多の困難を甞めざるを得ないのは當然である。然し乍ら此困難苦痛の試練こそ將來の希望と光明を齎すものである事を確信する。

（三木生）

不可避的の泉南爭議

既に四星組製綱勞働組合二千の同志は資本の攻勢と溫情主義に僞瞞され乍ら不合理なる勞働條件の下に虐まれつゝある泉南に於る「東洋」「關西」の同志よ、現下の社會組織と産業の協力者として醒めよ資本家、起て勞働者と幾萬枚のビラ、數回の演説、戸別訪問、潜行運動等々、啓蒙運動に幾多の財的に精神的に犧牲と努力をしたるも其機會を得ずして來つた。其の間に「東洋」並に「關西」の同志は、利己的な者、偶々自覺せるも資本家の壓迫と周圍の追從に依つて我等に與みすることを得なかつたが、金權内閣の金解禁と緊縮の犧牲として勞働者の一切を揭げて産業合理化の犧牲に供されんとして溫情の夢は醒め、正しく強き

我等製綱勞働組合に加盟する者約九十名、茲に初めて同志の努力報ひられ六月八日岸和田公會堂に於て、總同盟主事松岡氏、製綱主事三木氏等を迎へて盛大なる發會式を擧行したのであつた。

然れ共製綱勞働組合の運動方針は大衆の力にて資本の攻勢に對抗するのではなく、公正なる條理に基き産業と勞働の價値を社會的に資本家に認識せしめるのである事を、發會式の翌日松岡、三木兩氏及元坂支部長等は東洋本社及工場を訪問し會社主腦者に會見し、前述の總同盟運動方針に關し理解ある事を懇談したるに會社は諒解した態度を示したるに依り、我等も亦産業の協力者たることを約して會見を終つた。夜は茶話會を開催し重役訪問の事情を詳し、組合員は將來を正しき強き勞働者たらんこと、支部強化に組織等に就いて泉南支部躍進に努めんと池上幹事長初め同志九十餘名は新しき我等の陣營に進軍ラッパの吹奏の響が聽ゆるが如き晴やかな顏で列んで居た。

組合破壞・組合幹部十六名解雇、罷業だ、ヤッツケローの怒號響く、急報十一日夜八時、時を移さず元坂初め中川、谷口、佐藤・尾野等泉南鬪士參集、不當解雇取消・罷業對策緊急擴大幹事會開催爭議萬端の準備を整へ、會社に反省と解雇取消を要求したるも頑として應ぜず、官憲と通じたる感ある當局の徹底したる干渉に交渉決裂す。我等は茲に於て決意して理解ある資本家には協力し、勞資の合理化に心身共に獻ずるも、組合を破壞する事、解雇に依つてのみ解決すると考へる資本家の[illegible]は、[illegible]産業を破壞し社會を毒する[illegible]と國賊に等しきなれば[illegible]と、組合勝か、會社勝か、出尻工場この舞を演ずる[illegible]今に反省しなければ千歳[illegible]と宣し罷業を敢行す。我等は[illegible]不當解雇絶對反對を[illegible]、本部を[illegible]に[illegible]すると同時に、[illegible]ストライキ[illegible]と打電す。續いて各支部に電報々々、有村は平和の夢破れて午前四時ピケッチング隊編成に依り團長は一切訓令と指揮をなし、長旗二旗初夏曉に靡く、會社側は周章狼狽佐野署に懇請工場前に大股より來援の腕きゝの警部補指揮の下に約十五名、東洋製綱創立以來昨年の重役爭議以上の大警戒、傳令は飛ぶ檢束へ、裏切連行デマしきりに村から村へ、女房連は爭議團に詰かけ平和たりし村も戰線氣分漲溢す。午前中爭議團本部移轉の際會社門前に差かゝるや、佐野署司

（二頁下段へ續く）

製綱産業の全國的結成に猛進せよ!!

…の如く改正する事（組合案）

前二條の場合に於ける勤續年數の計算は左の方法による

一、當社計算年期間の中途に於て雇入れたる者に就いては雇入れの日より起算す本則施行前に雇入れたる者に就き又同じ、但し半期間中に於て退社したる場合は其の期間に對し手當を月割に支給す

（協定）

（イ）當社に雇入れの日より起算す本則施行前に雇入れたる者に付き又同じ

（ロ）勤續年數計算に於て半ケ年以上に亘りたるときは半ケ年として之を認む但し第四十三條の二年未滿及第四十四條の一年未滿の者に付ては之を適用せず

（經過）豫備會議第一日に於て會社側は別室の協議を遂げたる結果月割支給を認めざる代り半ケ年支給を認むることとなり協定を見た

六、定限年齢を男工滿五十五歳 女工滿五十歳と改正の件（會社案）

但し昭和十年十二月一日より實施のこと

は、當面の不況對策のため議案山積するの觀ある今日、本議案の審議は、今後にゆずるが妥當なりと主張して豫備會議第二日に於て、無條件保留と決定した

七、皆勤賞日額二日分を一日分に減額の件（不況中）（會社案）

（協定）撤回

（經過）組合側は皆勤賞と言へども、收入の重要なる一部をなしてゐる今日、之を減額することを承服し難い、殊に如何に不況と言へども、かくの如きことあらば、從業員の意氣を沮喪せしめるおそれあることも考慮する要ありと力説したるに對し、會社側は事情止むなきを説明して承認を求めたが、結局豫備會議四日目に至つて、會社側之を撤回した

八、健康保險料金組合寄附金停止の件（向一ケ年）（會社案）

（協定）撤回

（經過）會社は不況のため從前通り寄附し難き旨説明あり、組合側は種々なる實狀を述べて承認せず、豫備會議第四日目に至つて、之また會社の撤[illegible]

（經過）組合提案の内容は前回協定委員會に保留されたる奬勵金支給制度改正に關する件並に川崎工場製線部の衞生に關する件とが主たるものであつて、種々實狀を説明したる結果、會社も之を諒とし誠意をもつて充分なる努力をなす樣言明した

提案外審議

（イ）福利增進基金減額の件（會社案）
一ケ年停止することを承認

（ロ）川崎工場賃銀支拂日を月一回とすることの督促

提案外審議
川崎工場 十一月二十三日より
小倉工場 十一月二十六日より

（イ）本年十二月一日と

（ロ）追て協議の上決定すること

本會議は十一日午後五時半に開會され、報告書を承認すると同時に一切の議案協定を終了した。そして例年の如く、別項の如き聲明書を發表した。續いて香月座長、議事を終了するに當つて一場の挨拶をなし、三木主事成立を遂げたるを喜び、尚かくの如きは如何に双方が産業平和のために、現不況を打開せんとする誠意によるものであるかを證明するものであると述べ、底知れぬ不況に對しては我等もまた深く將來に對して覺悟を有するものであると結んだ。

次いで、赤松專務は會社を代表して

「今回の協定委員會に提出せる會社案は止むを得ざるものゝみであつたが、組合側委員が如何に困難なる立場に在るかを充分察することが出來た。然しこゝに圓滿なる協定を見たるは、本協定委員會の性質上、喜ぶべきことである。事業經營に對する勞資の見解は急激に一致し得るものではないけれども、豫測しがたい現下の不況に對しては、前以つてこれに對する對策を行はんがために、將來に於ても勞資の協力が、必要であると信ずる。」

意味の挨拶があつた

かくて、七時十分第三回勞働條件協定委員會は閉會した。

第三回勞働條件協定委員會々場と委員諸君

編輯を終へて

[illegible]

教育出版部長 久保田歡三
同副部長 德田吉松
同 永戸政雄
調査部長 金融部長 磯山兵五郎
同副部長 嵋井春治
同 蔭山與三吉
共濟部長 大田梅三郎
同副部長 森田民三
同 中川寛
政治部長 事業部長 三木治朗
爭議部長 組織部長 元良順吉
婦人部長 中西安太郎
常任書記 齋藤勇
書記 小池[illegible]